

令和2年度 鹿児島県立曽於高等学校部活動 活動方針

はじめに

本校の部活動及び同好会活動については、「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」に基づき、以下のような方針の下にこれを運営する。

1 基本方針

- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行う。
- ・ 学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的で且つ効率的・効果的に行う。
- ・ スポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- ・ 芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、生涯的な芸術文化の学びに通ずる豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。
- ・ 学校や地域の実態に応じ、地域の社会教育施設や社会教育団体等との連携・協力の下、柔軟な運営を行う。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び大会参加日等）並びに毎月月活动計画及び活動実績（活動日、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動方針、活動計画、各部・同好会の活動内容及び活動の実態を把握し、生徒や職員の負担が過度な場合、当該顧問と面談を実施して、適宜、指導・是正を行う。
- (3) 部活動の顧問は、全職員で協力して行う。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部活動顧問は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、生徒主体のミーティングを設ける等、生徒の主体性を尊重しつつ、生徒とのコミュニケーションを十分に図りながら指導する。
- (3) 部活動顧問は、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、生徒の心身に負担を与えることを正しく理解し、競技種目・分野の特性等を踏まえた科学的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (4) 校長は、上記(3)の「科学的なトレーニング」に係る情報の収集及び当該研修等への職員の参加について可能な限り配慮する。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日
 - ・ 基本的に、週当たり2日以上休養日を設け、そのうち1日は週休日（祝日を含む）を休養日とする。ただし、競技種目の特性や大会・シーズン等もあることから、考査期間、長期休業やオフシーズンに休業日の変更を行うなど柔軟に対応する。
- (2) 活動時間
 - ・ できるだけ短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。